

ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める意見書の提出
について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、富岡市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年12月12日提出

提出者 社会常任委員会
委員長 三ツ木 真由美

富岡市議会議長 佐藤 信次 様

ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める意見書(案)

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者がその役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとしてケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024年の診療報酬、介護報酬、障害福祉報酬の改定で、賃上げに特化した「評価料」や「加算」を盛り込みました。「2.5%のベースアップ目標」としていたものの、実際の診療報酬のベースアップ評価料や介護報酬の新加算はその目標に到底及ばないばかりか、病院や診療所、介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、対象外となる従事者もいるため従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を申請しない使用者まで出ています。その結果、定期昇給分を含めても2.0%程度にとどまる賃上げにしかならず、他産業で5～10%の賃上げが実現している中で、ケア労働者の賃金水準はさらに全産業平均から大きく下回る事態となっています。

現在の医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が広がっています。群馬県の高齢化率は2022年で31.0%と全国平均よりも上回っています。それに対し、群馬県の介護職員数は、2026年度に1,947人不足、高齢化がピークに達するとされる2040年度には7,845人不足する見通しが報道されました。県内の介護福祉士養成施設では、入学者の減少が続き新卒の介護福祉士の採用が年々困難となっています。2023年度は県内10か所の養成施設で定員480人に対して一般入学者数は129人と定員充足率は26.9%と3割にも満たない状況です。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは紛れもない事実です。

日本医療労働組合連合会、全国大学高専教職員組合及び日本自治体労働組合総連合で取り組んだ「看護職員の労働実態調査」では、仕事を辞めたいと「いつも思う」と「ときどき思う」の合計は8割にも上り、仕事を辞めたい理由では、「人手不足で仕事がきつい」6割、「賃金が安い」4割、「思うように休暇が取れない」3割、「夜勤がつらい」2割、「思うような看護ができず仕事の達成感がない」2割などと続きました。

コロナ禍で経験した「医療崩壊」「介護崩壊」を、人員不足が原因で繰り返すことがないように、また、自然災害対応や新たな感染症に備えるためにも、平常時から必要な人員体制の確保が必要であり、そのために賃上げが必要です。

私たちは、ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充のために、以下を要請し、実施を強く求めるものです。

記

- 1 医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと医師、看護師、介護職員等の配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、人員確保のために必要な追加支援策を実行し、支援すること。
- 2 全ての医療機関と介護事業所等を対象に、物価高騰や人件費増を補えるだけの診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年12月12日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
財務大臣
総務大臣

} あて

富岡市議会議長 佐藤 信次